

郵送による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年5月23日(月)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成17年4月25日

長野県公安委員会委員長 宮下 行一

1 審査の種類、期日及び場所

種類		期日	場所
技能検定員審査	知識・技能(普)	平成17年6月6日(月) 午前9時から午後5時まで	塩尻市大字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能(大型二種、普通二種)	平成17年6月1日(水) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加(大)	平成17年6月1日(月) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加(普自二)	平成17年6月10日(金) 午前9時から午後5時まで	
教習指導員審査	知識・技能(普)	平成17年6月21日(火) 午前9時から午後5時まで	
	知識・技能(大型二種、普通二種)	平成17年6月1日(水) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加(大)	平成17年6月14日(火) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加(普自二)	平成17年6月16日(木) 午前9時から午後5時まで	

2 審査方法

(1) 技能検定員審査(普通、大型又は普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則(以下「教則」という。)の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査 (大型二種又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査 (普通、大型又は普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

(4) 教習指導員審査 (大型二種又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

3 審査の手続

(1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センターを経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

- イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- ウ 運転免許証の写し
- エ 審査申請書には写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成17年5月17日(火)までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

- (7) 技能検定員審査(普通) 20,500円
- (4) 技能検定員審査(大型又は普自二) 14,750円
- (9) 技能検定員審査(大型二種又は普通二種) 22,050円

イ 教習指導員審査

- (7) 教習指導員審査(普通) 12,150円
- (4) 教習指導員審査(大型又は普自二) 9,850円
- (9) 教習指導員審査(大型二種又は普通二種) 12,550円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあつては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書にはつて、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

- (1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。
- (2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センター(電話026-292-2345内線231)に行うこと。

東北信運転免許センター

公告

平成17年4月13日において委嘱している長野県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等は次のとおりです。

平成17年4月25日

長野県労働委員会会長 渡 邊 裕

長野県労働委員会あっせん員候補者

氏 名	現 職	主 要 経 歴
渡 邊 裕	長野県労働委員会会長 信州大学経済学部教授	信州大学経済学部助教授
土 屋 準	長野県労働委員会会長代理 弁護士	
中 村 田鶴子	長野県労働委員会委員 弁護士	
林 一 樹	長野県労働委員会委員 弁護士	
宮 地 良彦	長野県労働委員会委員 信州大学名誉教授	信州大学学長
工 藤 きみ子	長野県労働委員会委員 長野県労働組合連合会副議長	長野県医療労働組合連合会書記長
瀧 澤 一 夫	長野県労働委員会委員 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会長野地方協議会議長	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会長野地方協議会事務局長
斉 藤 幸 男	長野県労働委員会委員 JAM長野執行委員長	JAM長野副執行委員長
北 山 秀 一	長野県労働委員会委員 情報産業労働組合連合会長野県協議会議長	情報産業労働組合連合会長野地区協議会事務局長

近藤 光	長野県労働委員会委員 日本労働組合総連合会長野県連合会会長	全通信労働組合長野県連絡協議会議長
塚田 俊之	長野県労働委員会委員 ㈱みすずコーポレーション代表取締役会長	㈱みすずコーポレーション代表取締役社長
中島 清	長野県労働委員会委員 信南サービス㈱代表取締役社長	信南交通㈱代表取締役社長
牛山 今朝治	長野県労働委員会委員 ㈱イースタン代表取締役会長	㈱イースタン代表取締役社長
星澤 哲也	長野県労働委員会委員 東京法令出版㈱代表取締役社長	東京法令出版㈱専務取締役
佐藤 穰	長野県労働委員会委員 (社)長野県経営者協会常務理事	(社)長野県経営者協会事務局長
有賀 徳子	社会保険労務士	
合木 康典	長野県企画局ユマニテ・人権尊重課長	長野県総務部国際課長
三澤 鈴子	長野県男女共同参画センター館長	長野県松本農業改良普及センター豊科支所長
片岡 章雄	長野県東信労政事務所長	長野県社会部厚生課長
井口 伸二	長野県南信労政事務所長	長野県企画局情報政策課統計活用室長
浦野 昭治	長野県中信労政事務所長	松本教育事務所長
下平 照夫	長野県北信労政事務所長	長野県松本地方事務所総務課企画幹
小林 義一	長野県労働委員会事務局長	長野県社会部人権尊重推進課長
関 勝美	長野県労働委員会事務局調整総務課長	長野県上伊那地方事務所副所長兼総務課長
内山 広平	長野県労働委員会事務局審査課長	長野県松本地方事務所厚生課事務主幹社会第一係長

労働委員会事務局



長野県訓令第1号

本庁内部部局

長野県法規審査委員会規程（昭和32年長野県訓令第1号）の一部を次のように改正します。

平成17年4月25日

長野県知事 田中 康夫

別表第1中「人事活性化チームリーダー 財政改革チームリーダー 企画課長」を「財政改革チームリーダー 行政システム改革チームリーダー ユマニテ・人間尊重課長」に、「産業振興課長」を「産業政策課長」に改める。

別表第2中「企業局総務課」を「企業局経営企画課」に改める。

情報公開課